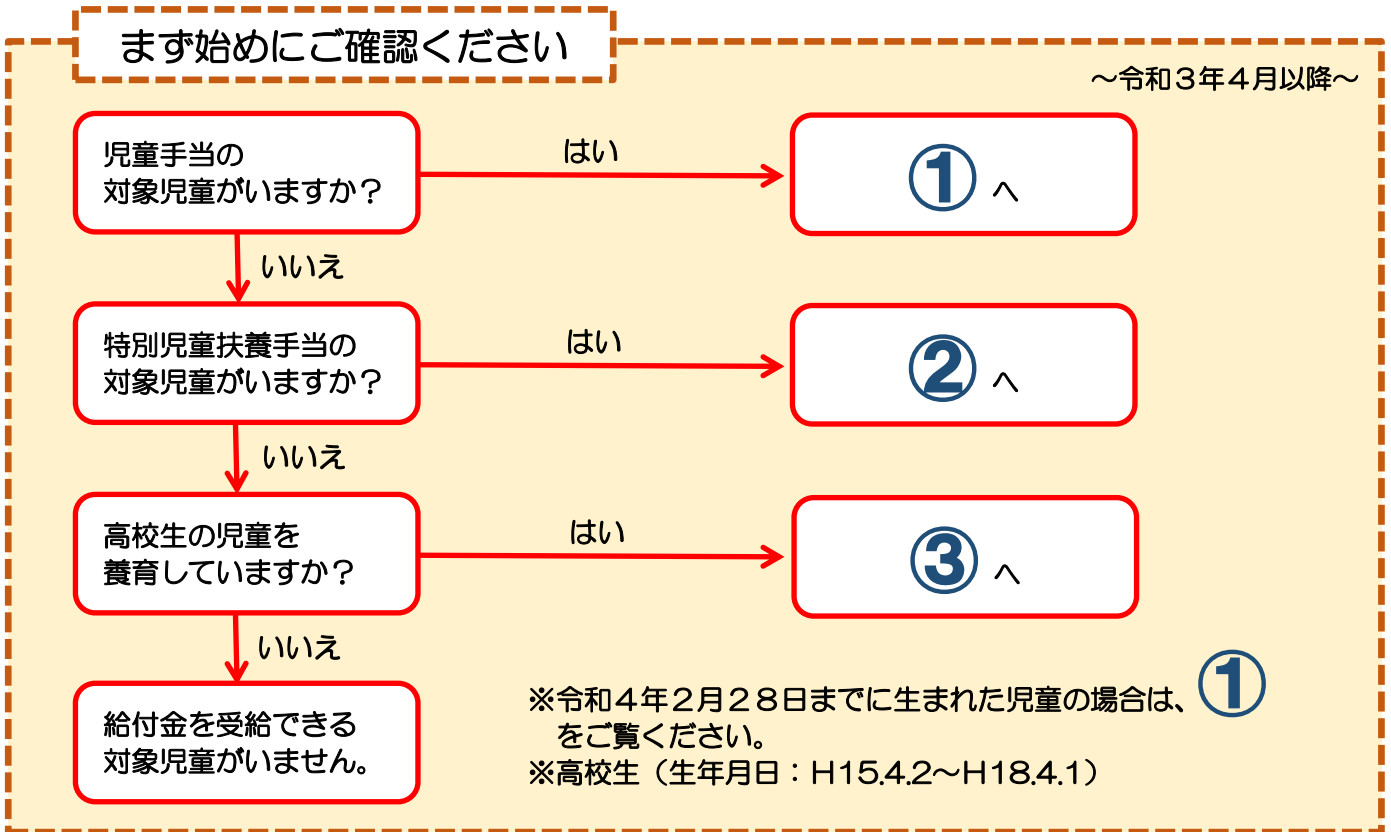


## 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金 (ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)

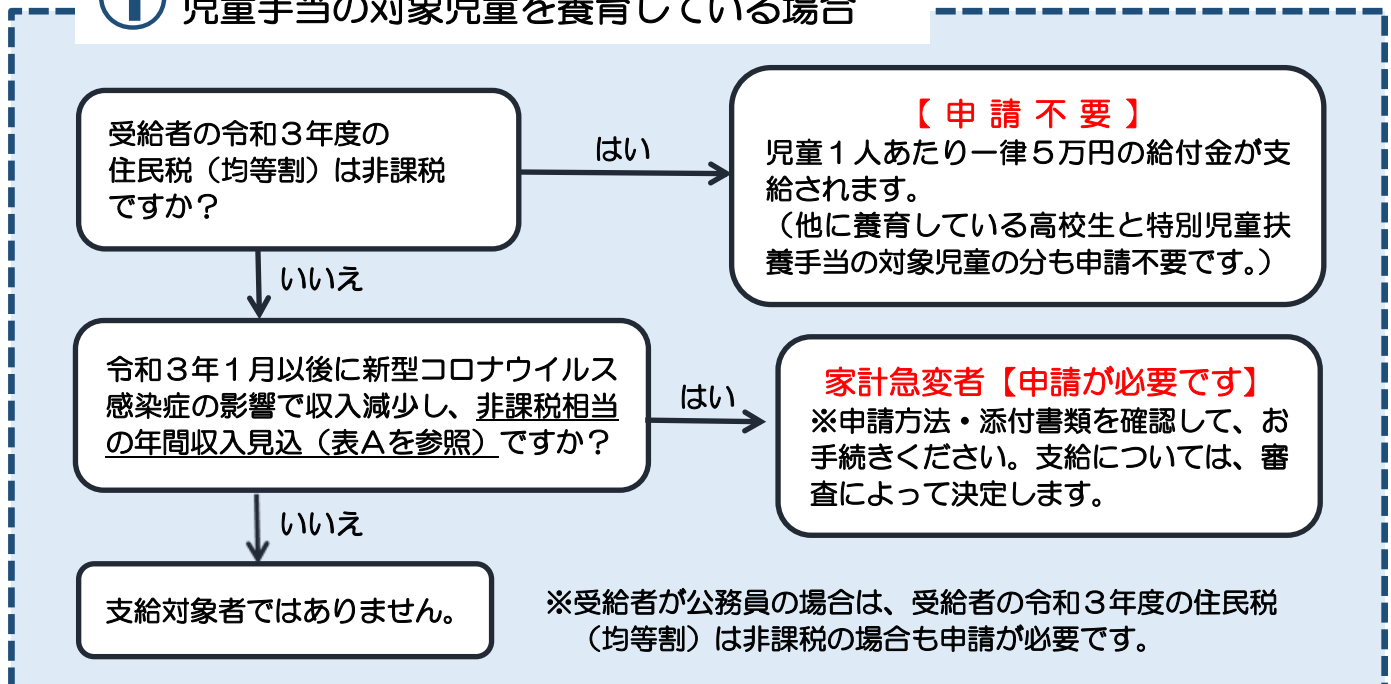
※注意1 ※ 細かい支給要件が国で決められているため、必ずしもこのフローチャートで支給が決定するものではありません。

※注意2 ※ 既に支払済の『低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）』の支給対象となっている児童については、この給付金の対象ではありません。

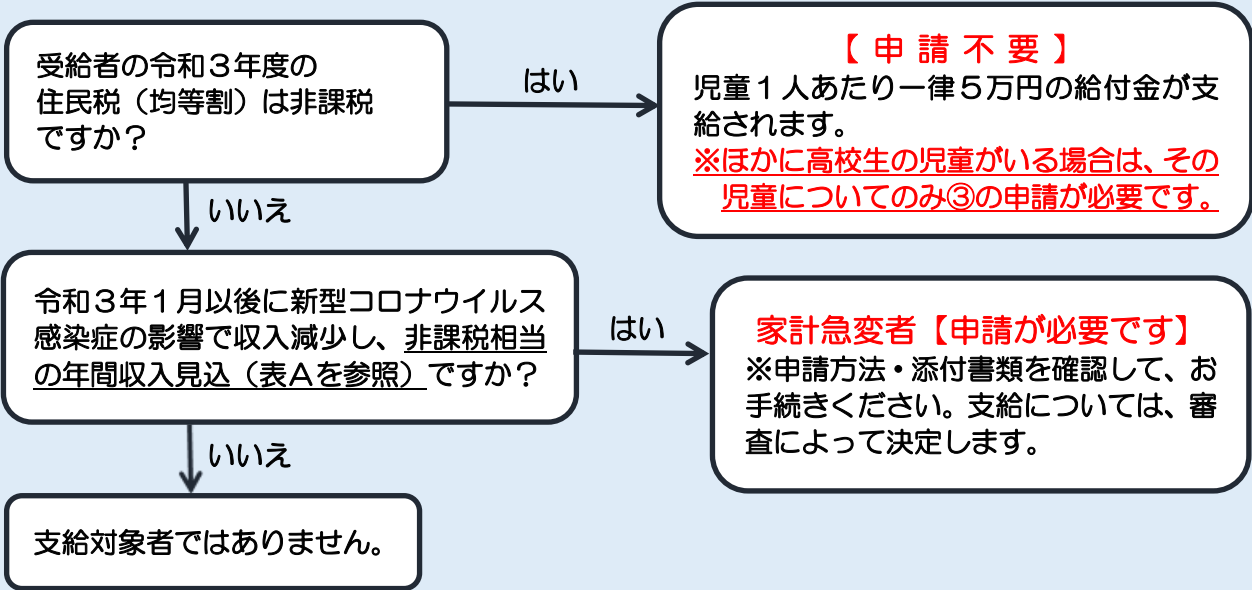
※注意3 ※ 本給付金は同一の児童について重複して受給できません。



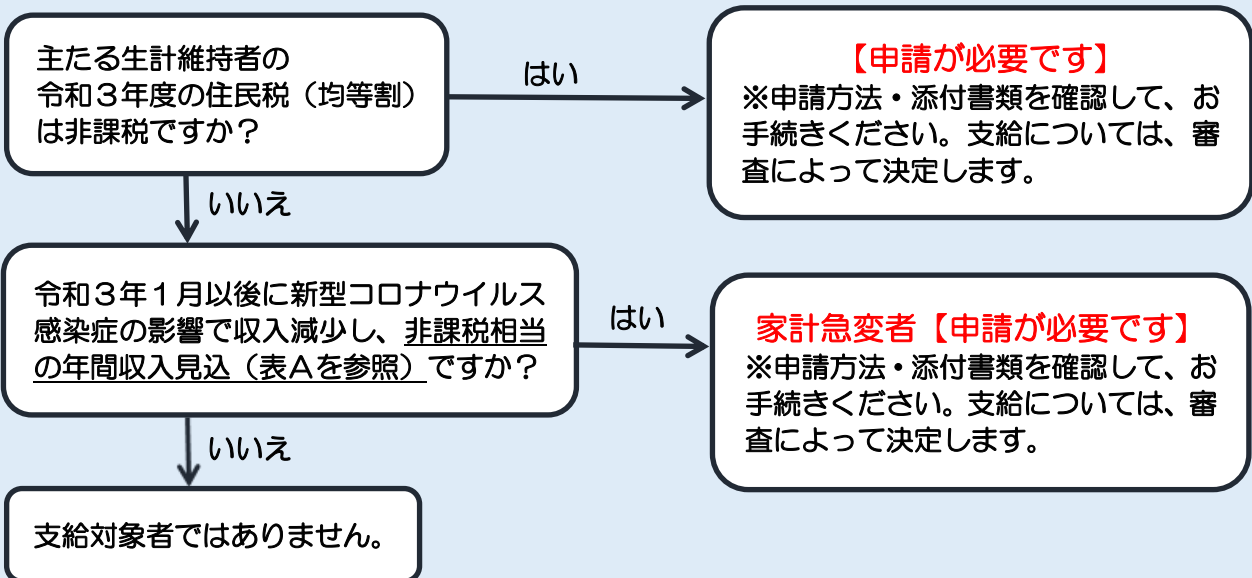
### ① 児童手当の対象児童を養育している場合



## ② 特別児童扶養手当の対象児童を養育している場合



## ③ 高校生以上の児童のみを養育している場合



表A

※児童の主たる生計維持者（父または母などのうち収入が高い人）の収入を確認してください。

(参考資料)

## 住民税（均等割）の非課税（相当）となる所得と収入の限度額 早見表

世帯の人数	家族構成例	非課税所得限度額 (基本額28万円×世帯の人数+10万円+緑地加算額168万円)	非課税相当収入限度額 (非課税限度額+給与所得控除額)
2	夫(婦)+子1人	828,000円以下	1,378,000円以下
3	夫婦+子1人	1,108,000円以下	1,680,000円以下
4	夫婦+子2人	1,388,000円以下	2,097,000円以下
5	夫婦+子3人	1,668,000円以下	2,497,000円以下
6	夫婦+子4人	1,948,000円以下	2,897,000円以下
7	夫婦+子5人	2,228,000円以下	3,297,000円以下
8	夫婦+子6人	2,508,000円以下	3,685,000円以下
9	夫婦+子7人	2,788,000円以下	4,035,000円以下

(※) 世帯の人数は、以下の合計人数です。

- ・申請者本人
- ・同一生計配偶者（前年の所得が48万円以下の者。給与収入では103万円以下の者。）
- ・扶養親族（前年の所得が48万円以下の者。給与収入では103万円以下の者。16歳未満の者も含む。）

申請者本人が障害者、未成年者、寡婦、ひとり親に該当する場合は、上記表と下記表の額のいずれか高い方の額を基準とする

申請者が以下に該当する場合	非課税所得限度額	非課税相当収入限度額 (給与所得のみの場合)
障害者、未成年者、寡婦、ひとり親	1,350,000円以下	2,044,000円以下